

防地環（事）第181号  
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

事務次官  
(公印省略)

飛行場等周辺財産の運用について（通達）

飛行場等の周辺に所在する防衛省所管行政財産（以下「周辺財産」という。）の運用について、下記のとおり措置することとされたので通達する。

記

- 1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第6条第1項に規定する第三種区域内に所在する周辺財産以外の周辺財産についても、同項の趣旨に沿って緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう措置するものとする。
- 2 緩衝地帯としての整備は、当分の間、従来どおり緑地帯の整備を中心に推進し、別紙第1の要領により実施するものとする。
- 3 生活環境の改善に資する上で適当と認められる場合は、緑地帯の整備状況等に応じ、部局長（防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第2条に規定する部局長をいう。別紙第2において同じ。）の判断により、周辺住民の生活環境施設としての利用（散歩・休息等のレクリエーション等）について適宜認めて差し支えない。この場合において、別紙第2の要領により実施するものとする。

添付書類：別紙第1及び別紙第2

## 周辺財産の緑地帯整備要領

周辺財産の緑地帯の整備については、この要領により実施するものとする。

### 1 基本的考え方

- (1) 緑地帯の整備は、航空機の騒音緩和に資するよう配慮するとともに、併せて周辺住民の生活環境施設として利用（散歩・休息等のレクリエーション等）による生活環境の改善にも配慮し、周辺地域の特性に応じて最も効果的な緑地の型を選定して行うものとする。

このため、整備工事の施工に先立ち、地方公共団体、周辺地元住民等の期待等を十分くみ上げ、整備に反映させるよう努めるものとする。

- (2) 緑地帯の整備は、建物等の移転の進行状況、将来計画等に十分配慮して行うものとする。

### 2 整備の指針

#### (1) 市街地区域内に所在する周辺財産

市街地区域内に所在する周辺財産については、この区域の自然的条件が非常に制約されており、安定した自然的生態系を形成することは困難であるので、当初から大型の樹木、芝その他の適当な地被植物を選択し、配置に十分配慮の上植栽し、その区域にふさわしい生活環境施設としての機能も確保するよう整備し、及び撫育管理を行うものとする。

#### (2) 町村等の集落に所在する周辺財産

ア 町村等の集落のなか又は近傍に所在する周辺財産については、その面積が大きい又は建物等移転によって面積が拡大する見込みがあるときは、可能な限り自然に安定した生態系に育成するよう配慮して造成するとともに、併せて生態系が安定した後においても良好な環境が維持されるよう撫育管理を行うものとする。

イ 周辺財産の面積が小さいか、又は建物等移転が進行しても面積が拡大する見込みのないときは、市街地区域内に所在する周辺財産の例に準じ、措置するものとする。

#### (3) 集落から離れて所在する周辺財産

集落から離れて所在する周辺財産については、周辺の土地の利用状況等との調和に重点を置いて、緑化樹木の植栽にのみとらわれることなく経済林木の植栽又は草地の造成等その画地の状況に応じて適当なものを選択し、造成及び撫育管理を行うものとする。

## 緑地帯を生活環境施設として利用させる場合の実施要領

緑地帯として整備した周辺財産への周辺住民の立入り利用については、この要領により実施するものとする。

- 1 周辺住民の立入り利用に当たっては、次の諸点に留意し、地方公共団体等と打ち合わせて適切な周知を図るとともに、部局長は、これらの趣旨を徹底させるため必要な事項については、現地においても掲示板等により明示する措置をとるものとする。
  - (1) 航空機の運行の障害又は電波の障害等防衛施設の運用に支障を来すおそれのある行為の禁止はもちろん、土地の形質の変更、樹木等の損傷等を伴う利用は認めないものとする。
  - (2) 立入りを認める範囲を限定する必要がある場合は、これを明確にするものとする。
  - (3) 政治的・宗教的行事等のための利用は認めないものとする。このため、あらかじめ関係機関と連絡を密にし、協力を得るよう配慮するものとする。
  - (4) 特定の者のみが利用し、他の者の利用を阻害したりすることのないよう留意するものとする。
  - (5) 立入り利用地内において事故が発生することのないよう安全管理に十分留意するとともに、清潔な環境を保つよう措置するものとする。
- 2 地方公共団体がこの利用に着目して当該地方公共団体の設置・管理する公園等として取り扱うことのないよう配慮するものとする。
- 3 立入り利用を認める緑地帯については、特に密度の高い経常管理を必要とすることから、請負者に対しては、この立入り利用を認める趣旨及び本要領について十分理解させ、必要に応じ臨機の処置に応じられるよう措置させておくものとする。
- 4 部局長は、立入り利用を認めた場合には遅滞なく、その範囲及びこれに関してとった措置、その他参考事項を地方協力局長に報告するものとする。